13　施行日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第十七条の二第六項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「、第四十四項及び第四十五項」とあるのは、「及び第四十四項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十八年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2　市町村長は、納付すべき軽自動車税（平成二十八年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを地方税法第四百四十五条第二項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、同法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（同法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定を除く。）を適用する。

3　前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

4　前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における軽自動車税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（都市計画税に関する経過措置）

第十九条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　新法第七百二条の四の二の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した同条に規定する震災等に係る同条に規定する家屋に対して課する平成二十九年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

3　平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五条第三十六項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第二十条　三十年新法第七百三条の四並びに附則第三十八条及び第三十八条の二の規定は、平成三十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　第三条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成三十二年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料譲与税の収入額の九分の二に相当する額と同年の四月」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

2　平成二十九年度から平成三十一年度までの間における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

3　平成三十二年度及び平成三十三年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料譲与税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（税理士法の一部改正）

第二十四条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「（地方税法において準用する場合を含む。）若しくは関税法」を「、関税法」に改め、「）」において準用する場合を含む。）」の下に「若しくは地方税法」を加える。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　前条の規定による改正後の税理士法第四条（第五号に係る部分に限る。）の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、三十年新法第二十二条の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）」を「、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」に改める。

第三条の見出し中「及び関税法」を削り、同条第一項中「又は関税法」を「、関税法又は地方税法」に、「若しくは税関長」を「、税関長若しくは地方団体（都道府県又は市町村（特別区を含む。）をいう。次項において同じ。）の長」に改め、同条第二項中「又は税関官吏」を「、税関職員又は地方団体の当該徴税吏員」に、「又は関税法」を「、関税法又は地方税法」に改め、同条第三項中「、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、「又は関税法」を「、関税法又は地方税法」に改める。

（酒税法の一部改正）

第二十七条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号中「（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）若しくは関税法」を「、関税法」に改め、「昭和三十二年法律第三十八号）において準用する場合を含む。）」の下に「若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加える。

（酒税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による改正後の酒税法第十条（第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、三十年新法第二十二条の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十九条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。